

○飯田市環境アドバイザー登録等実施要綱

平成18年2月13日

告示第3号

(趣旨)

第1条 この要綱は、飯田市民の環境に関する知識の取得、環境に関する意識の向上若しくは普及啓発又は飯田市の環境施策に関する理解の向上に資するため、環境の保全及び創造に関し専門的な知識又は技術を有する者を登録し、及び環境学習会等の場における講師又は指導者として市長が市民に紹介し、又はあっせんすることについて必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 環境アドバイザー 次のアからエまでのすべてに該当するものとして市長が認めた者であって、この要綱の規定に基づき市長が登録している者をいう。

ア 20歳以上の者であって、飯田市に居住し、又はその居住する場所が飯田市の区域内での活動が容易である程度の範囲内であるもの

イ 環境に関する専門的な知識又は技術を持ち、及びその知識又は技術について他者に説明又は指導ができる能力を有し、かつ、当該説明又は指導に充てる時間を持つ者

ウ 飯田市の環境施策についての理解を有する者

エ 環境アドバイザーとしての活動に支障がない程度に健康である者

(2) 環境学習会等 環境に関する知識の取得又は環境に関する意識の向上若しくは普及啓発を目的とし、又はその内容とする講演会、講習会、学習会その他の行事をいう。

(申込み)

第3条 環境アドバイザーとして登録を受けようとする者は、飯田市環境アドバイザー登録申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）に必要な事項を記入し、及び当該申込書を市長に提出することにより、登録の申込みを行うものとする。

2 前項の規定による申込書の提出を行うときは、次の各号に掲げる書類を添付して提出するものとする。

(1) 履歴書

(2) 環境学習会等において講師を努め、又は指導をすることができる系統化された一連の内容（以下「環境プログラム」という。）について記載した飯田市環境アドバイザープログラム票（様式第2号）

(3) 申込書に記載すべき事項について参考となる書面等の資料

(4) その他市長が必要と認め、指示するもの

（登録の承諾又は不承諾）

第4条 市長は、前条の規定により申込みを行った者について、環境アドバイザーとして適當か否かについて審査を行い、適當と認めたものについては、環境アドバイザーとして登録することを承諾する。

2 市長は、前条の規定による審査を行った結果、適當と認められないものについては、環境アドバイザーとして登録することを承諾しない。

3 第1項又は前項の規定による承諾をし、又は承諾しないこととした場合は、市長は、書面でその旨を登録の申込みをした者に通知する。

（再度の申込み）

第5条 前条第2項の規定により承諾しないこととされた者から再度登録の申込みがあった場合

は、承諾しないこととした日から6月以上を経過した日の申込みに限り、前条の規定による審査を実施する。

(審査の方法)

第6条 第4条の規定による審査は、第3条の規定により提出された書類に記載された内容の考査、申込書を提出した者の面接その他の市長が適當と認めた方法により実施する。

(登録の実施)

第7条 登録は、市長が環境アドバイザーネーム簿に、環境アドバイザーとして登録することを承諾した者の氏名、住所、連絡先、説明又は指導できる環境プログラムその他を記載することによって行う。

2 登録は、市長が期間を定めてこれを行う。

(変更の届出)

第8条 環境アドバイザーは、氏名、住所、連絡先、説明又は指導できる環境プログラムその他市長が指示する事項に変更が生じた場合は、市長の指示するところにより、速やかに市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出があった場合は、市長は環境アドバイザーネーム簿の記載その他の必要な事項の変更を行う。

(市長が行う事項等)

第9条 市長は、環境アドバイザーについて、次の事項を行う。

- (1) 氏名、連絡先及び説明又は指導できる環境プログラムの一般への公表並びに周知
- (2) 環境学習会等を実施する主体（飯田市を含む。以下「主催者」という。）への紹介及びあっせん
- (3) 登録したことを証する書面（第11条第4項において「登録証」という。）の交付
- (4) 環境に関する専門的な知識又は技術の習得又は研さんに有効な研修

2 前項第2号の規定により行う紹介又はあっせん（以下「紹介等」という。）は、次のいずれかの事項を目的若しくは内容とし、又は目的若しくは内容に含むと認められる環境学習会等については行わない。

- (1) 特定の政党その他の政治的団体又は特定の内閣若しくは地方公共団体の執行機関を支持し、又はこれに反対する内容の発言又は行為を行うこと。
- (2) 公の選挙又は投票において特定の人若しくは事件を支持し、又はこれに反対する内容の発言又は行為を行うこと。
- (3) 特定の宗教上の思想、組織又は団体を支持し、又はこれに反対する内容の発言又は行為を行うこと。
- (4) 営利目的で物品の販売若しくは役務の提供を行い、又は宣伝を行うこと。

3 市長は、紹介等を行うことが雇用関係の成立のあっせんになるおそれがあると認められる環境学習会等については紹介等を行わない。

(環境アドバイザーが行う事項等)

第10条 環境アドバイザーは、次の事項を行う。

- (1) 飯田市が行う環境学習会等又は市長から紹介された環境学習会等において講師を務め、又は指導を行うこと。
- (2) 前号に規定するもの以外の環境学習会等において、依頼があった場合に講師を務め、又は指導を行うよう努めること。
- (3) 飯田市の環境施策についての理解及び協力に努めること。
- (4) 環境に関する専門的な知識又は技術の習得又は研さんに努めること。

(5) 環境学習会等における講師又は指導の実績について市長に報告すること。

2 環境アドバイザーは、次の事項を行ってはならない。

(1) 前条第2項に規定する環境学習会等において講師を務め、又は指導をすること。

(2) 講師を務め、又は指導を行う環境学習会等における前条第2項各号に規定する行為
(登録の取消し)

第11条 第7条第2項の規定により定められた期間（以下「登録期間」という。）において、環境アドバイザーが環境アドバイザーでなくなろうとするときは、市長が別に定めるところにより申し出なければならない。

2 前項の規定による申出があった場合は、市長は、当該申出に係る環境アドバイザーの登録期間を短縮し、及び環境アドバイザーネーム簿から当該申出に係る環境アドバイザーに係る記載を削除しなければならない。

3 市長は、環境アドバイザーが次の各号のいずれかに該当するときは、当該環境アドバイザーの登録期間を短縮し、及び環境アドバイザーネーム簿から当該環境アドバイザーに係る記載を削除するとともに、理由を付して当該環境アドバイザーに通知するものとする。

(1) 市長が、第2条第1号アからエまでに該当する者でなかったと認めたとき又は同アからエまでに該当しなくなったと認めたとき。

(2) 講師又は指導者として飯田市が紹介する者としてふさわしくない行いがあったと市長が認めたとき。

(3) 死亡したとき。

4 前2項の規定により環境アドバイザーでなくなった者は、登録証を直ちに（前項第3号の規定に該当したときは、その者の相続人が速やかに）市長に返還しなければならない。

（紹介等の実施）

第12条 紹介等を希望する主催者は、環境学習会等の開催を予定する日の14日前までに、必要な事項を記載した飯田市環境アドバイザー紹介等依頼書（様式第3号。以下「依頼書」という。）を提出することにより、市長に依頼するものとする。

2 市長は、前項の規定による依頼があった場合は、提出された依頼書に記載された環境学習会等の内容を審査し、適当と認めたときは、提出された依頼書に記載された環境アドバイザー又は当該依頼書に記載された環境学習会等の目的若しくは趣旨に適当と思われる環境アドバイザーについて、当該依頼した主催者に対し、紹介等の実施をする。

3 前項の規定により紹介等を受けた主催者は、自ら紹介等をされた環境アドバイザーと連絡をとり、必要な打合せを行うものとする。

4 前項の規定による環境アドバイザーとの連絡は、必要に応じ、市長が主催者に代わって行う。

5 前2項の規定による連絡を受けた環境アドバイザーは、主催者との打合せに誠実に応じなければならない。

（紹介等に係る費用）

第13条 環境アドバイザーが環境学習会等において講師となり、又は指導を行うに当たり、交通費等の必要となる費用は、主催者がこれを負担することとする。ただし、主催者と環境アドバイザーの間に合意がある場合はこの限りでない。

2 環境アドバイザーが、環境学習会等において講師となり、又は指導を行うことについて、市長は、飯田市が当該環境学習会等を行った場合その他特に必要があると認めた場合を除き、環境アドバイザーに対し、報酬及び交通費等の必要となる費用の支払を行わないものとする。

（紹介等によらない指導等）

第14条 主催者は、市長が行う紹介等によらず、環境アドバイザーに直接講師又は指導の依頼を

行うことができる。

2 前項の依頼には、前条第1項の規定を準用するものとする。

(損害賠償)

第15条 環境アドバイザーが、飯田市以外が行う環境学習会等での講師又は指導者を務めた場合において、次のいずれかに該当するときであっても飯田市は生じた損害を賠償する責を負わない。

(1) 環境アドバイザーが飯田市及び環境アドバイザー以外の者に損害を与えたとき。

(2) 環境アドバイザーが飯田市以外の者から損害を被ったとき。

(研修)

第16条 第9条第1項第4号に規定する研修は、飯田市の会計年度において2回以上実施するものとする。

(報告)

第17条 第10条第1項第5号に規定する報告は、6月ごとの実績について、市長の指示により行うものとする。

(報償費の支給)

第18条 市長は、環境アドバイザーが第10条第1項第4号の規定による知識又は技術の習得又は研さんため必要な講演会、講習会、学習会その他の行事への参加を行う等により自ら研修を実施したと認められるときは、予算の範囲内において、当該行事等の参加に要した費用の全部又は一部に相当する額の金員を当該環境アドバイザーに支給するものとする。

2 前項の規定による金員の支給は、環境アドバイザーの申出により行う。

3 前2項に規定する金員の支給及び申出は、市長が別に定めるところにより行うものとする。

(補則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、環境アドバイザーの登録又は紹介等の実施について必要な事項は、市長が定める。

前文(抄)

平成18年度の事業(平成18年度以後実施する登録に係る事業を含む。)から適用する。

様式第1号(第3条関係)

飯田市環境アドバイザー登録申込書

年 月 日

飯田市長

申込者 住所

氏名

印

飯田市環境アドバイザー登録等実施要綱の規定に基づき、同要綱の規定に同意の上、登録を申し込みます。

なお、私については、次のとおりです。

1 性別(該当するものの記号に丸印を付す。以下5において同じ。)

(1) 男 (2) 女

2 生年月日及び年齢

(1) 生年月日 年 月 日

(2) 年齢 歳

3 連絡先電話番号(該当があるものについてのみ記載する。)

(1) 自宅

(2) 勤務先

(3) 携帯電話

(4) ファックス

4 職業及び勤務先

(1) 職業

(2) 勤務先(該当する場合のみ記載する。)

5 環境に関し、専門的な知識又は技術を有する分野

(1) ごみの削減又はリサイクル

(2) エコライフ

(3) 地球温暖化

(4) 新エネルギー又は省エネルギー

(5) 自然保護又は緑の保全若しくは創出

(6) 景観の形成

(7) 公害対策

(8) 化学物質

(9) 環境教育又は環境学習

(10) その他(具体的に記載する。)

6 有している資格

7 環境に関する活動の経験及び実績

8 その他市長が登録の審査を行うに当たり考慮してもらいたい事項

(注) 1 履歴書に記載があるものは、記載を省略してかまいません。

2 上記の事項について参考になる書面等の資料があれば添付してください。

様式第2号(第3条関係)

飯田市環境アドバイザープログラム票

作成日 年 月 日
作成者(実施者) 氏名

1 環境プログラムの名称

2 所要時間

3 対象者の種類(該当するものの記号に丸印を付す。以下5及び6において同じ。)

- (1) 就学前幼児 (2) 小学生 (3) 中学生 (4) 一般 (5) 親子 (6) 企業
(7) その他(具体的に記載する。)

4 対象者数 人から 人まで

5 実施する場所

- (1) 屋内 (2) 屋外 (3) 屋内又は屋外のいずれでも可能

6 該当する分野

- (1) ごみの削減又はリサイクル (2) エコライフ (3) 地球温暖化
(4) 新エネルギー又は省エネルギー (5) 自然保護又は緑の保全若しくは創出
(6) 景観の形成 (7) 公害対策 (8) 化学物質 (9) 環境教育又は環境学習
(10) その他(具体的に記載する。)

7 目的(ねらい)

[記載欄]

8 概要(いつ、どこで、誰が、何を、どのように、どうするか可能な範囲で具体的に記載する。)

[記載欄]

9 使用する資料又は用具

[記載欄]

10 使用する資料又は用具のうち主催者又は参加者が用意すべきもの

[記載欄]

11 実施に当たって必要な条件

[記載欄]

12 その他特に留意が必要なこと等

[記載欄]

様式第3号(第12条関係)

飯田市環境アドバイザー紹介等依頼書

飯田市長

主催者 住所

氏名(団体の場合は、その名称及び代表者の氏名)

印

連絡先電話番号

飯田市環境アドバイザー登録等実施要綱の規定に基づき、同要綱の規定に同意の上、環境アドバイザーの紹介等を依頼します。

なお、紹介等に係る環境学習会等は次のとおりです。

1 環境学習会等の実施予定

(1) 環境学習会等の名称

(2) 環境学習会等の目的又は趣旨

(3) 環境学習会等の内容

(4) 環境学習会等の実施予定日時

年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで

(5) 環境学習会等において環境アドバイザーに講師、指導等を依頼する期間

年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで

(6) 実施予定場所

ア 屋内か屋外かの別(該当するものの記号に丸印を付す。以下(5)のア、(8)及び(9)並びに2の(2)において同じ。)

(ア) 屋内 (イ) 屋外

イ 実施予定場所の所在地及び名称

(7) 対象者

ア 対象者の種類(該当する記号に丸印を付す。)

(ア) 就学前児童 (イ) 小学生 (ウ) 中学生 (エ) 一般 (オ) 親子 (カ) 企業
(キ) その他(具体的に記載する。)

イ 対象者数 人

(8) 環境学習会等における参加者からの金員の徴収の有無 (ア) 有 (イ) 無

(9) 環境学習会等における物品の販売の有無 (ア) 有 (イ) 無

2 環境学習会等において実施を希望する事項

(1) 実施を希望する環境プログラム

(2) 実施を希望する環境プログラムの分野

(ア) ごみの削減又はリサイクル (イ) エコライフ (ウ) 地球温暖化

(エ) 新エネルギー又は省エネルギー (オ) 自然保護又は緑の保全若しくは創出

(カ) 景観の形成 (キ) 公害対策 (ク) 化学物質 (ケ) 環境教育又は環境学習

(コ) その他(具体的に記載する。)

(3) 講師となり、又は指導してもらうことを希望する環境アドバイザーの氏名

3 上記以外の環境学習会等における希望、連絡事項等

様式第1号（第3条関係）

様式第2号（第3条関係）

様式第3号（第12条関係）